

嘉^か
島^{しま}
町^{まち}



(役 場)

一 概 況

熊本県の中央部に位置する、人口八、六七六（平成二二年国勢調査、面積約一七平方キロメートル）の町である。東は御船町及び益城町に、北、西及び南は熊本市に、それぞれ隣接している。東西に細長く、南北に幅狭い町で、東部の丘陵地帯の一部を除き、その大部分は平坦な水田地帯である。御船町から流れる矢形川が町を横切った後、加勢川に合流し、町北西部を熊本市と境している。南部は御船川が御船町と境して緑川に合流し、緑川は熊本市と境して東から西へ流れている。また、清冽な清水をたたえる浮島をはじめとして、いたるところに湧水が点在する、一大湧水群を形成している。この六嘉湧水群・浮島は環境省の「平成の名水百選」に選定されている。

産業としては、町の大部分を占める水田地帯では米作を主体に、麦を裏作としているほか、県内最大規模の栽培面積を誇る大豆や、施設園芸、養殖業も盛んである。商工業面では、東部に熊本南工業団地や卸売団地である嘉島リバゾンがあるほか、サントリー九州熊本工場などの企業が進出している。また近時、緑川沿いに大型ショッピングモールが進出するなど、第三次産業の伸びも著しく、町の人口は年々増加傾向にある。

交通面では、西部の国道四四五号及び二六六号（浜線バイパス）、東部の県道六嘉秋津新町線にはそれぞれ定期バスが運行され、交通は比較的便利であり、特に西部は交通の便に恵まれている。

名所旧跡としては、浮島熊野座神社と井寺古墳がある。浮島さんと呼ばれる浮島熊野座神社は、清らかな湧水をたたえた広い池と神域の古木を有し、風光明媚で、夏の水泳場として、また四季の釣場として近郊の人に親しまれている。国指定史跡、井寺古墳は井寺の中央の小高い山林の中にあり、装飾古墳として全国でも最も優秀なものといわれている。

二 町名の由来

昭和の合併時、六嘉村、大島村の伝統を残し、将来の発展を期するため、両村民からの公募による村名案を参考として協議した結果、六嘉の「嘉」と大島の「島」

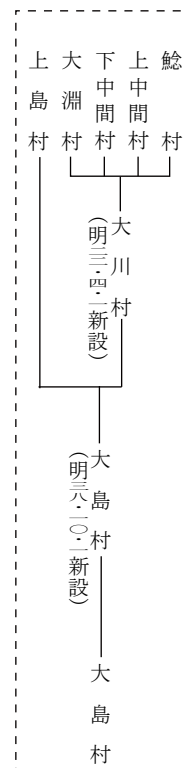
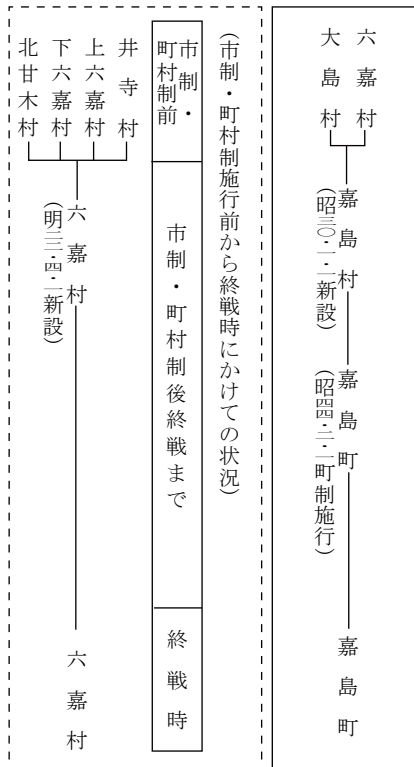
の二字を組み合わせて「嘉島村」と決定されたものである。その後、昭和四四年の町村制施行により、「嘉島町」となった。

三 平成の合併検討経緯

平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱では、当地域については、御船町、益城町、甲佐町との四町合併のパターンが示された。これを叩き台に四町での合併検討となったが、平成一四年五月に益城町がこの枠組みからの離脱を表明し、残る三町での検討となった。同年六月、嘉島町長は、この三町での合併には拘らないとの姿勢を示し、最終的には同年八月、合併検討の枠組みからの離脱を表明した。その後、町執行部は、単独での町政運営を軸に進む方針を固め、住民アンケートの結果も単独町制支持が多かったことから、合併機運はそのまま終息していった。(第二編「上益城地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 六嘉島村

本村地域は、旧藩時代は鯨手永に属していたが、明治三年(一八七〇)の藩制改革により、鯨手永は鯨手と改称された。七年の改正大小区制のもとでは、上六嘉、下六嘉、南六嘉、上無田、井寺、北甘木、上北甘木の各村に分れて砥川村などとともに第四大区第二小区に入ったがその後、下六嘉村、南六嘉村および上無田村が合併して下六嘉村となり、北甘木村と上北甘木村が合併して北甘木村となった。一二年郡区町村編制法の施行により上六嘉、下六嘉、井寺、北甘木の四か村は同一行政区域となった。一七年の改正の際も行政区域に変更はなく、一二年町村制の施行にともない四か村が合併六嘉島村となった。

(二) 大島村

本村地域は、旧藩時代は鯨手永に属していた。明治七年(一八七四)の改正大小区制のもとでは、鯨、西鯨、下鯨、上仲間、下仲間、大淵、上島、西上島の各村に分れて第四大区第一小区に属していたが、その後鯨、西鯨、下鯨の各村が合併して鯨村となり、上島、西上島の両村が合併して上島となった。一二年郡区町村編制法の施行により、鯨村と上島村は二か村で、上仲間村および大淵村は三か村でそれぞれの行政区域をなした。さらに、一七年の行政区域の変更により、鯨、上仲間、下仲間、大淵の四か村が同一行政区域となり、上島村は小坂村などとともに一行政区域をなした。その後、一二年町村制施行にともない、鯨村など上仲間村列の四か村が合併して大川村となり、上島村は独立村となったが三八年大川村と上島村が合併して大島村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法の制定以来、上益城郡の西部旧鯨郷六か村(六嘉島村、大島村、豊秋列村、高木村)では合併の協議を進めていたが、のち豊秋列村と高木村が御

船町への合併を決定したので、六嘉、大島の二か村が合併することになり、二九年九月二〇日両村の合併促進協議会を発足させ、合併に関する基本的事項、事務処理の方法、新村の建設計画案を協議していった。

なお、六嘉村と大島村では昭和五年（一九五〇）に六・三制の中学校を両村の中央部に組合立で設置していたので、合併の気運も急速に盛り上がり、昭和三〇年一月一日何一つの問題もなく合併した。その後、昭和四四年二月一日町制を施行し嘉島町となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の時期 昭和三〇年一月一日とする。

(二) 議会議員の任期
町村合併促進法第九条第一項第一号の規定に基づき、村合併の際、合併関係町の議会の議員で、新村の議会の被選挙権を有することとなる者は、昭和三〇年二月二十八日まで引き続き新村の議会の議員として在任するものとする。

(三) 議会議員の選挙区

公職選挙法第一五五条第五項の規定を適用し、村合併において最初に執行する一般選挙については、選挙区を設けるものとする。

(四) 農業委員会の選挙による委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三第一項第一号の規定に基づき、新村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、その定数を二二人とし、任期を昭和三〇年一月一日まで延長し、引き続き嘉島村の農業委員会の委員として在任するものとする。

(五) 教育委員会の選挙による委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二第一項第一号の規定に基づき、村合併の際、合併関係村の教育委員会の選挙による委員で、新村の教育委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、その互選による委員の定数を四人とし、その任期を昭和三〇年一月一日まで延長し、引き続き嘉島村の教育委員会の委員として在任するものとする。

(六) 合併関係村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は引き続き新村の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数はこれを継承するものとする。

2 特別職の職員は、合併関係村において、功労金（退職手当）を支給するものとする。

3 一般職の職員の給与については、合併村間の不均衡を調整し、その他の身分取り扱いに関しては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

4 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア 昭和三〇年一月一日に退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

イ 昭和三〇年六月三〇日に退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇

ウ 昭和三〇年二月三十一日に退職の申し出をした者 一〇〇分の一二五

(七) 助役の定数 一人とする。

(八) 部落嘱託員の設置

合併関係村の嘱託員は、これを現在のまま存置し一人とする。

(九) 行政財産、一般基本財産および負債の帰属処分

1 行政財産はいつさい新村に引き継ぐ。

2 一般基本財産はいつさい新村に引き継ぐ。

3 負債（一時借入金を除く）は全額新村に引き継ぐ。

(一〇) 消防団の統合 消防団は統合し、団長一人、副団長三人とする。

(一一) 村民税の賦課率 均一賦課とし標準税率以上とする。

(一二) 村税の滞納整理

合併関係村の村税で、収入未済分は、村合併前日まで調定額の八割以上徴収整理するものとする。

(一三) 大字および字の名称 合併関係村の大字および字は現在のままとする。

4 合併時の三役及び正副議長

大島村	宮田 敏雅	稲田 満穂	山中 豊	宮田 鉄男	荒木 顕聖
六嘉村	大久保 豊	上村 鉄雄	田中 巖	前田 弘之	中村 繁雄
村名	長	助役	収入役	議長	副議長

5 合併時の関係村の現況表

中学校以 中学校 校署	官 公 署	業態の割合						面 積 平方 米	戸 数	人 口	区 分
		農業		都市的 業態		その他 の業態					
		計 人	農 業 人	計 人	商 工 業 人	計 人	そ の 他 人				
一	六	七六八九	一、三七	六四五一	一、四六〇	九四五	五二五	一七・三九	一、六五	九〇三	嘉島村
一	三	三七五三	六八	三二五	八〇	六五	一九五	八・四〇	八三六	四五三六	合併 六嘉村
一	三	三九三六	五〇九	三三七	六五〇	三三〇	三〇	八・九九	八二五	四四八六	大島村

生産額	計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度 予算 総額 千円	市町 村 税 納 税 額 千円	県 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円	上の学校
										高 等 学 校
	二〇五	二六	一六七	二二	一	三、七〇二	一	八九七	二、三〇三	一
	二二	一九	二〇六	四	一	二、〇一五	一	四九六	一、七七一	一
	七六	七	六二	八	一	一、〇七	一	三六四	九〇	一